

別紙

鹿嶋市外国語指導助手派遣委託仕様書

1 委託業務名

鹿嶋市外国語指導助手派遣委託

2 目的

鹿嶋市では、グローバル化に対応した教育施策の一環として、外国語指導助手を活用し、外国語によるコミュニケーション能力の向上を図っている。

今後の英語教育の狙いとして、幼児期及び小学校期においては文化や価値観が異なる外国人に対して英語を介してお互いの気持ちをやりとりする楽しさを味わい、中学校期においてはこれまで身に付けた知識や技能を活用できることとする。

そこで、外国語指導助手を活用することにより、生きた英語に接する機会を積極的に提供し、本市の英語教育カリキュラムの充実と国際理解教育の推進を図ることを目的とする。

3 委託期間

平成30年4月1日から平成32年3月31日まで（2年間）

4 業務内容

小学校学習指導要領（平成29年3月）第2章及び第4章、中学校学習指導要領（平成29年3月）第2章が示す目標及び内容を踏まえ、教師のサポート、教師への助言・指導等を以下の内容に基づいて行うこと。

（1）受託者の行う業務

- ア 外国語指導助手の派遣
- イ 教育委員会、学校・園、外国語指導助手との連絡調整
- ウ 英語教育・国際理解教育に関するコンサルティング
- エ 英語教育・国際理解教育に係るレスンプラン、教材等の企画及び提案
- オ 学習指導要領等に基づく年間指導計画（カリキュラム）、学習指導案、授業設計等に関する情報提供、企画提案並びに支援
 - ・学校への定期的なヒアリング及びアンケートの実施
 - ・外国語指導助手に係る学校・園からの要望等への対応
 - ・外国語指導助手に欠勤・遅刻等がある場合の学校・園及び教育委員会への事前及び事後報告
 - ・外国語指導助手に事故等トラブルが生じた際の対応
 - ・外国語指導助手が学校・園の指揮命令に従い、学校・園の規則等を遵守する

ための適切な指導及び措置

- ・教育委員会，学校・園が主催する研修会等への支援と協力
- ・教材・教具等の作成及び提供
- ・外国語指導助手に対する英語指導業務（学習指導要領の理解，教師との
チームティーチングや打合わせの方法，その他業務遂行に必要な事項に
係る研修）
- ・外国語活動・外国語授業におけるアセスメントの実施
- ・効果的な授業実践に関する支援及び情報提供
- ・市が主催する訪問指導並びに研究協議会等への参加
- ・その他委託者と合意した業務

（２）外国語指導助手の行う業務

ア 学級担任及び教科担当者等とチーム・ティーチング

- ・授業時数：小学校１・２年生は年間２０時間
小学校３・４年生は年間３５時間
小学校５・６年生は年間３５～５０時間
中学校１～３年生は年間１４０～１７５時間
幼稚園・保育園・認定こども園は年間５時間程度

イ 授業内容の事前確認・打ち合わせ・準備

ウ 毎時間の授業におけるスピーチ若しくはプレゼンテーションの実施

エ 教材の作成・提供と活用方法の提案

オ 学校・園行事，特別活動及びクラブ活動等における児童生徒・園児との交流及 び英語コミュニケーション等の積極的な支援及び指導

カ 英語教育・国際理解教育に係るレッスンプランの提案

キ パフォーマンステスト等の実施及び採点

ク 他校外国語活動・外国語授業への参加

ケ 教職員に対する研修支援及び協力

コ イングリッシュラウンジにおける児童生徒及び教職員への英語指導

サ インタラクティブフォーラム等における生徒への指導と教員への助言及び審査 等

シ 日常の学校生活の諸活動，学校行事や特別活動等の教育活動における交流等

- ・異文化理解，異文化間コミュニケーションに係るレクチャーの実施
- ・給食の時間における園児・児童生徒との交流
- ・クラブ活動における交流活動
- ・学校が主宰する文化的行事や健康安全・体育的行事，勤労生産・奉仕的行事における交流

ス その他教育委員会，学校長・園長が必要と認め，事業者が合意する業務

5 業務の基本事項

上記4で定める業務のほか、教育委員会が定める基準に従って業務を行うものとする。
なお業務における基本事項は、次の通りである。

(1) 個人情報の取扱い

事業者は、個人情報の適正管理に関して鹿嶋市個人情報保護条例の規定を遵守し、
個人情報を取り扱う場合は、その取扱いに十分に留意し、漏洩、滅失及び毀損の防止、
その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(2) 守秘義務

事業者は、業務の遂行を行うに当たり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、
自己の利益のために使用したりすることはできない。業務期間終了後も同様とする。

6 派遣業務履行場所・時間・日程及び日数

(1) 派遣委託履行場所

※ () 内の学級数は平成30年4月の予定数であり、幼稚園・保育園・認定こども園は3歳児以上を対象とする。

ア	鹿嶋市立波野小学校 (13学級)	
イ	鹿嶋市立豊郷小学校 (7学級)	
ウ	鹿嶋市立豊津小学校 (6学級)	
エ	鹿嶋市立鹿島小学校 (22学級)	
オ	鹿嶋市立高松小学校 (10学級)	
カ	鹿嶋市立平井小学校 (13学級)	
キ	鹿嶋市立三笠小学校 (26学級)	
ク	鹿嶋市立鉢形小学校 (10学級)	
ケ	鹿嶋市立大同東小学校 (11学級)	
コ	鹿嶋市立大同西小学校 (7学級)	
サ	鹿嶋市立中野東小学校 (11学級)	
シ	鹿嶋市立中野西小学校 (6学級)	小学校 計12校
ス	鹿嶋市立鹿島中学校 (14学級)	
セ	鹿嶋市立高松中学校 (4学級)	
ソ	鹿嶋市立鹿野中学校 (9学級)	
タ	鹿嶋市立平井中学校 (9学級)	
チ	鹿嶋市立大野中学校 (10学級)	中学校 計5校
ツ	鹿嶋市立三笠幼稚園 (3学級)	
テ	鹿嶋市立高松幼稚園 (3学級)	
ト	鹿嶋市立波野幼稚園 (3学級)	
ナ	鹿嶋市立はまなす幼稚園 (3学級)	

- ニ 鹿嶋市立平井認定こども園（6学級）
 - ヌ 鹿嶋市立佐田保育園（3学級）
 - ネ 鹿嶋市立大船津保育園（3学級）
 - ノ 鹿嶋市立宮下保育園（3学級） 幼稚園・保育園・認定こども園 計8園
- その他，委託者が指定する業務を依頼する場合がある。

なお，学校の割り振りについては，1小学校に1人の配置を基本とし，7学級以下の小学校については，兼務することとする。平成30年度は，豊津小学校と豊郷小学校で1人，大同西小学校と中野西小学校で1人の配置を予定している。

（2）派遣委託履行時間

原則として8時30分から15時30分の間で，1日6単位時間（幼稚園・保育園・認定こども園1単位時間60分間，小学校1単位時間45分間，中学校1単位時間50分間）以内とする。

同一日に複数の就業場所で業務を実施する場合における移動時間は，履行時間に含まれないものとする。

（3）派遣委託履行日程及び派遣委託履行日数

派遣委託履行日は，原則として月曜日から金曜日までとする。（国民の祝日，休校日を除く）。但し，学校行事等の都合上，派遣委託履行日時を変更する場合は，予め双方協議・合意のうえ，変更できる。事業者及び外国語指導助手の都合による場合は，事業者は代わり外国語指導助手を派遣するか他の日に振り替えて業務を履行する。

派遣委託履行日数は1年間1小学校，1中学校とも約200日程度とし，平成31年度も準ずるものとする。

（4）外国語指導助手派遣人数

15名とする。

7 外国語指導助手の条件

- （1）法令を遵守して，日本の習慣等を理解し，良識をもった行動・服装等，教育者としてふさわしい資質を有していること。
- （2）外国語指導助手としての就労に適した在留の資格を有していること。
- （3）英語を母国語または公用語として使用していること。
- （4）大学以上の教育機関を卒業していること。または現地大学の在學生で適切な方法により日本に招聘されていること。
- （5）業務の履行に必要な水準の指導力及び教授技術を有していること。
- （6）心身ともに健康で，円滑な業務の履行ができること。
- （7）積極的に児童生徒・園児とともに活動する意欲があること。
- （8）原則として年度を通して勤務できること。

8 受託者の管理業務

- (1) 受託者は上記7の条件を満たす外国語指導助手の指導・監督を行うこと。
- (2) 受託業務の実施担当外国語指導助手に支障が生じ、業務の履行ができなかった場合、受託者は代替りの外国語指導助手により業務を履行するか、または委託者と調整のうえ委託期間中の他の日に未履行分の業務を行うこと。
- (3) 受託者または外国語指導助手の責に帰す理由により委託者、学校または第三者に損害を与えた場合は、受託者の責任において賠償すること。
- (4) 受託者は委託業務の履行にあたり問題が生じた場合は、速やかに委託者に通知すること。

9 契約の解除

次のいずれかに該当する事由が生じた場合、委託者は契約を解除することができる。

- (1) 受託者の責に帰すべき事由により、契約期間内に業務を完了する見込みが無いと明らかに認められるとき。
- (2) 本仕様書の規定に違反したとき。

10 業務完了報告

受託者は、各月の最終業務終了後、15日以内に実績報告書を委託者に提出する。ただし、3月分は3月31日までとする。

11 費用

外国語指導助手の採用・研修等にかかる経費、福利厚生費、交通費等の必要経費は、委託料金に含むこととする。

12 委託料の支払い

契約締結時に委託者と受託者の協議にて定めるが、月額均等払いを基本とする。

13 その他

- (1) 委託者が、委託業務の履行状況に問題が生じていると判断した場合、受託者は調査のうえ、必要な改善を図ること。
- (2) この仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、委託者と協議のうえ別途定める。